# 境町行政評価システム基本方針

平成25年

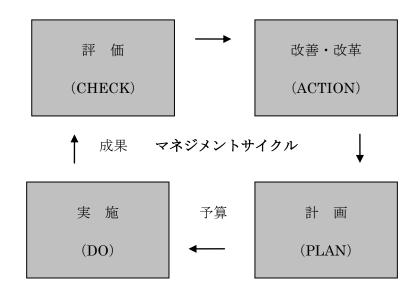
境町

#### 1 行政評価の導入目的

# (1) 行政評価の意義

行政評価は、行政マネジメントサイクルの中で、事業を評価し、見直しを行うことにより、 効率的で効果的な行政運営を行う行政手法である。

また,行政評価は評価結果を住民に公表することによる住民への説明責任の徹底や,評価の作業を通じて職員の意識改革等が図られる。



# (2) 導入目的

行政評価の本質を踏まえて、本町が進める行政評価の目的を以下のとおりとする。

#### ① 主たる目的

- ・事業を評価し、見直しすることによる「成果志向の行政運営の実現」
- ・評価結果を住民に公表することによる「住民への説明責任の徹底」

# ② 副次的効果

- ・住民への説明責任を果すことによる「住民協働のまちづくりの推進」
- ・業務の目的の再認識や成果・コストについての意識を高めることによる「職員の意識改革」

#### 2 境町における評価システム

#### (1) 行政評価の対象

#### ① 評価対象のレベル

「事務事業レベルの評価」を行い、費用対効果の評価を行う。また、総合計画における目標達成度の評価を行うべく「施策レベルの評価」の導入を検討する。

#### ② 評価対象事業

行政評価の目的及び効率的な運用の観点から、総合計画に掲げている主要な事業や事業の あり方の再検討を要する事業を中心に、評価を実施する。

また、評価の対象とする事務事業については、原則として、下記の条件を満たすものの中から選定する。

- (a) 年間事業費予算概ね 100 万円以上の事務事業とする。
- (b) 過去3年以上継続している事務事業とする。 ※新規事業を除く
- (c) 今後3年以上継続が見込まれる事務事業とする。 ※新規事業を除く
- (d) 以下の事務事業は、評価の対象から除くこととする。

#### 評価対象から除外する事務事業

ア 別途評価等の手法があるもの

事務事業の中には、別途評価を行うこととしているものがあり、個別の事務事業の種類、性格に応じた方式により改革・改善が行われている。

- ○負担金
- ○補助金でも負担金的要素なもの
- イ 町の裁量の余地又は効果が少ないもの

国・県への報告等の事務など町の裁量の余地が少ないものは、行政評価の効果 が低いと考えられる。

- ○国・県への報告等での事務
- ○法定受託事務で実施手段や給付金額の決定等が示されているもの
- ○部門共通の庶務・経理事務
- ○内部の連絡調整事務
- ウ 普通建設事業

道路,橋梁,町営住宅,公園,学校の建設等の普通建設事業は,社会的経済情勢の変化や町民の要望,事業の緊急性,優先性などを総合的に勘案してその方向性を決定することから,当該行政評価の対象から除外する。

#### ③ 対象事業の評価時期

評価の取り組みやすさやマネジメントサイクルの中での評価を基本とすることから、継続 事業における「事業実施後の評価(事後評価)」を実施する。事業実施のプロセスや妥当性、 目標の達成状況など経年変化を確認するとともに、今後の事業改善へ結びつける。

新規事業における「事業実施前の評価(事前評価)」については、事業を実施するうえで 改善すべき点の検討を行う。

### (2) 評価の視点

行政評価にあたっては、大きく分けて、「必要性」、「妥当性」、「効率性」、「有効性」の4つの評価点で評価を行う。

#### ①「必要性」

「計画性と重要性」や「時代適応性」,「公共性」,「町民のニーズ」,「他市町との比較」,「独自性」,「廃止の影響」,「波及効果」等の様々な観点から「事業の必要性」を確認し,評価する。

#### ② 「妥当性」

「民間や県等との役割分担」等の可能性を確認して「実施主体の妥当性」を評価し、「代替手法」等の可能性を確認して「実施手法の妥当性」を評価する。

#### ③「効率性」

どれだけの経費(投入量)を掛けて、どれだけの事業実施(活動量)ができたかを評価する。

#### ④「有効性」

事業の実施により、どれだけの目的達成が得られたかを評価する。

#### (3) 評価の手法

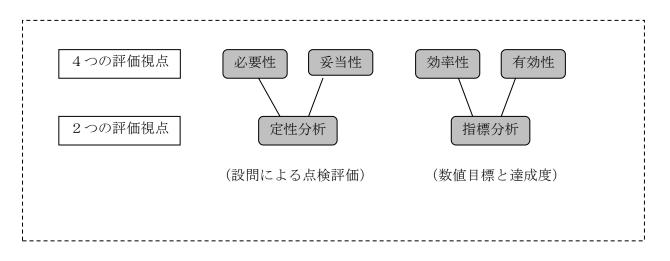
評価の主要な部分は、以下の2点を含む評価とする。

#### ① 定性評価

事務事業を「必要性」・「妥当性」の視点から点検評価し、事業のあり方を問い直す。 定性評価については、質問・選択方式を採用することにより、評価の客観性を高める。

#### ② 指標分析(数値目標を含む)

投入量に対して,活動指標と成果指標を設定し,それぞれについて目標と実績の視点から 指標分析を行う。



## 3 行政評価の効果を高めるために

# (1) 所属における組織的な取り組み

所属における一次評価は、討議や内部ヒアリングを行うなど組織的に取り組むものとする。

#### (2) 評価のための庁内組織

行政評価システムの構築とその推進を図るため, 庁内組織として「行政評価推進委員会」 を置く。

# (3) 二次評価の実施

所属による一次評価に加えて、評価の客観性を高めるために、「行政評価推進委員会」に おいて二次評価を実施する。

なお,二次評価を効率的かつ効果的に行うために,総務,企画,財政的な視点から二次評価の事前の調査,検討を行う。

# (4) 評価結果の反映

評価結果については、可能な限り次年度の実施計画及び当初予算に反映させる。

#### (5) 評価の公表

評価結果については、住民に公表し、住民への説明責任を図るとともに行政の透明性の向上を目指すものとする。

# 評価の流れ

